



日本私立大学連盟

新学校法人会計基準検討プロジェクト
2014.11

新学校法人会計基準の財務比率に関するガイドライン

はじめに

この度の学校法人会計基準の改正は、学校法人を取り巻く環境の変化と会計のグローバル化を背景に、学校法人の経営状態を社会に対してよりわかりやすくすること、そして適切な大学経営の判断に役立つものとするを趣旨として行われました。

『新学校法人会計基準の財務比率に関するガイドライン』は、この趣旨を踏まえ、経営判断の指標である「財務比率」に着目し、改正による変更点や新たな指標の意味するところ等について解説を加えることで、新学校法人会計基準への対応に資することを目的としています。

学校法人における経営のあり方は多様であり、計算書類による指標のみで大学を評価できないことはいうまでもありません。しかし、新基準に従って活動区分ごとの資金の流れや経常収支と臨時的収支が新たに明確化されることによって、学校法人の財務情報は、今後より一層、学生や保護者をはじめ社会からの分析や評価を受けることとなり、そのことは大学経営に少なからず影響を及ぼすものと考えられます。

新基準に基づく財務情報を、いかにして正確にわかりやすく社会に説明するかについては、各加盟法人の自主性のもとに、それぞれの工夫により進められることとなります。従前にも増して、これへの取り組みに注力することが求められています。

本ガイドラインが、その際の検討に役立ち、各加盟法人の大学改革推進の一助となるものであれば、幸いです。

平成26年11月

新学校法人会計基準検討プロジェクト
担当理事 福宮 賢一

新学校法人会計基準の財務比率に関するガイドライン contents

I. 学校法人会計基準の改正について	1
II. 新たな財務比率の活用に向けて	5
学校法人会計基準改正に伴う新たな財務比率	6
(1)「事業活動収支計算書」関係	6
(2)「貸借対照表」関係	8
(3) 主要な財務比率の解説	10
事業活動収支計算書	
人件費比率	14
教育研究経費比率	16
学生生徒等納付金比率	18
補助金比率・経常補助金比率	20
経常収支差額比率	22
教育活動収支差額比率	24
貸借対照表	
特定資産構成比率	26
純資産構成比率	28
繰越収支差額構成比率	30
積立率	32
参考. 新基準における財務比率の活用	34

I. 学校法人会計基準の改正について

1. 学校法人会計基準の改正趣旨

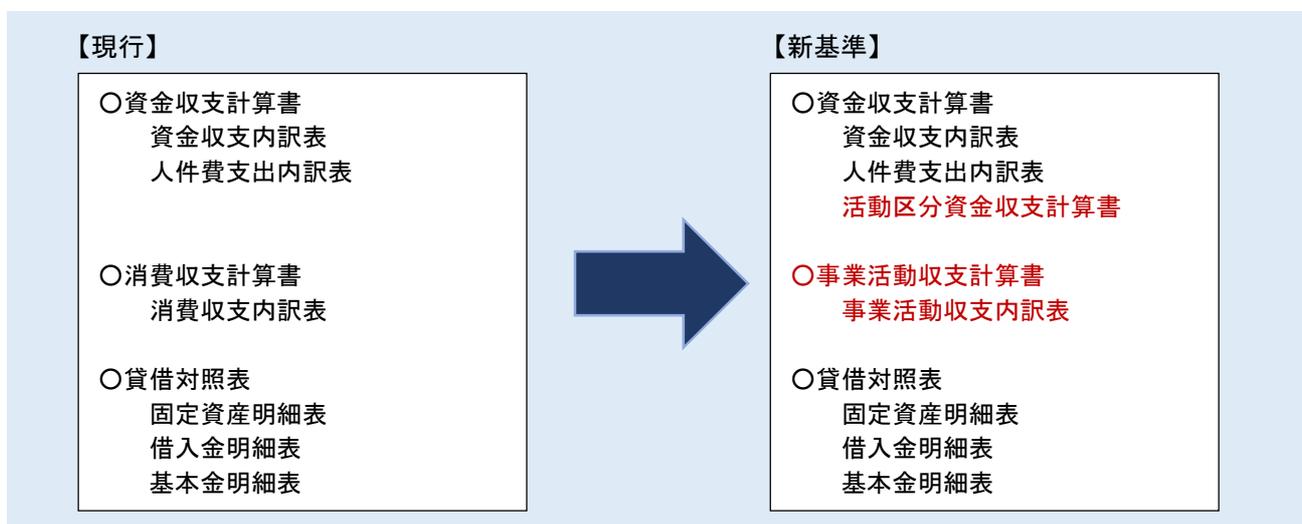
学校法人会計基準が当初制定された趣旨は、私立大学等に対し公費助成をするための統一的な会計基準の創設であり、その内容は、「真実性の原則」、「複式簿記の原則」、「明瞭（りょう）性の原則」、「継続性の原則」という基本的原則に基づいた適正な会計処理によって計算書類を作成することを義務づけたことであった。そして、公の性質をもつ「学校」を国や地方公共団体以外に設置することができる学校法人が私立学校を設置し、必要であれば公的補助を受け入れて、自主的にその財政基盤を強化し、健全な運営のもとに教育水準の向上に努めることの法整備が整った。しかし、学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備またはこれに要する資金や財産を有すること、つまり自己資金でそれらを賄うことが求められていることから、その会計基準は、企業会計と比較して特異なものとなっている。このため、これまでも社会に理解が浸透せず、時には誤解さえも生じている状況である。そもそも設立趣旨、経営形態、目的等を求める方向性も企業とは違い、単に企業会計に倣っていくことが社会への理解度を深めることではないが、今回の改正の趣旨にある「社会にわかりやすく説明する仕組み」が必要ということは学校法人としても納得がいくことであろう。

また、当然のことながら改正された基準に従った計算書類であっても企業会計との違いを説明することは、これまでと同様に行わなければならない。

2. 企業会計と学校法人会計の違い

そこで、企業会計で作成される財務諸表と、今回の改正後の基準で作成される学校法人の計算書類を改めて比較してみたい。

まず、今回の改正により、学校法人が作成しなければならない計算書類は、「資金収支計算書」並びにこれに附属する内訳表（「資金収支内訳表」、「人件費支出内訳表」）及び「資金収支計算書」に基づき作成する「活動区分資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」及びこれに附属する「事業活動収支内訳表」、「貸借対照表」及びこれに附属する明細表（「固定資産明細表」、「借入金明細表」、「基本金明細表」）となった。



(1) 「キャッシュ・フロー計算書」と「活動区分資金収支計算書」

企業の「キャッシュ・フロー計算書」は、作成方法に直接法と間接法があり、直接法は営業収入と費用を関連させて現金収支を計算するのに対して、間接法は「損益計算書」の当期純利益から減価償却費等の資金の流出がない費用を加算する一方、資産・負債の増減による資金の出入りを逆算する事により計算する方法である。そして内容は、「営業活動」、「投資活動」及び「財務活動」の三つのキャッシュ・フローが活動区分別に記載され、一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を表示した計算書である。キャッシュ・フローとは、企業活動によって実際に得られた収入から外部への支払いを差し引いて手元に残る資金の流れをいう。一会計期間の企業活動により、資金がどのように生み出され、何に使われたか、どのような資金調達がなされ、どのような投資がなされたのかということを示す財務諸表である。

一方、学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。）の収入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行なうものとされ、「活動区分資金収支計算書」は、直接法により「教育活動」（教育活動による資金収支）、「施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動」（施設整備等活動による資金収支）及び「資金調達その他前記二つの活動に掲げる活動以外の活動」（その他の活動による資金収支）に区分して記載される。つまり今回の改正により新たに追加されたこの「活動区分資金収支計算書」は、企業会計の「キャッシュ・フロー計算書」の活動別に区分して計算する考え方を取り入れている。

ちなみに、これらの計算書を作成する理由の一つは、次に述べる「損益計算書」や「事業活動収支計算書」が、会計期間の諸活動を明らかにするため発生主義で作成されるものであり、収入と支出の計上が必ずしも資金の増減につながらないからである。つまり、収入に資金的な裏付けがない場合、収支差額が黒字を確保していても資金ショートを起こしている可能性があり、いわゆる企業でいえば黒字倒産の場合も考えられ、資金の増減及び保有額を重視した計算書といえる。

(2) 「損益計算書」と「事業活動収支計算書」

企業の「損益計算書」は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを「営業収益」と「営業外収益」に区分して、経常利益を計算し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示している。

一方、学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の「教育活動」、「教育活動以外の経常的な活動」及び「前記二つの活動以外の活動」に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該年度の基本金組入額を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするため、事業活動収支計算を行なうものとされている。またその計算方法は、事業活動収入は、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入を計算し、事業活動支出は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて計算するものとされ、事業活動収支計算は、活動ごとに事業活動収入と事業活動支出を対照して行うとともに、事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除し、その残額から基本金組入額を控除して行うものとされている。

ちなみに、どちらの計算書も、発生主義と総額表示については同じだが、目的が大きく違い、学校法人は、収支均衡の状態を表し、企業は経営成績つまり収益の状態を表すための計算書である。一例として、収支のバランスを、企業は「黒字」・「赤字」、学校法人は「収入超過」・「支出超

過」と表現される違いがある。

(3) 「貸借対照表」

この計算書は、当該会計年度末時点における財政状態を表すもので、企業も学校法人も構造的には同様と考えることができる。ただし、企業会計では、資産および負債の項目の配列は、原則として、流動性配列法により、学校法人会計では、固定性配列法としている。

また、今回の学校法人会計基準の改正による主な変更点は、以下の2点となる。

- ①固定資産の中科目として新たに「特定資産」を設け、「基本金引当資産」の明確化および「(何)引当特定資産」として用途が特定されている預金や有価証券等の資産額を明示することとした。
- ②従来の「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」とし、保有する資産の調達源泉（他人資本か自己資本か）を明確にすることとした。

3. 新たな計算書類における財務分析のポイント

計算書類の変更により、これまで以上に学校法人の分析手法が多様化することとなる。良い面では、経営状況等について社会に理解しやすくなると思われるが、その一方、誤解や誇張により間違った評価を生む可能性もある。まずは、各学校法人が改正後の計算書類からその特徴を掴み、分析することにより説明責任を果たすとともに適切な経営判断に役立てていくことが大切である。また、今後、私立大学等経常費補助金の配点の見直しがあった場合には、補助金獲得に向けた戦略を練ることも必要であろう。

ここでは、文部科学省学校法人会計基準の改正に関する説明会（平成25年12月13日～12月25日開催）における財務分析のポイントを紹介したい。

(1) 「活動区分資金収支計算書」による新たな財務分析

①教育活動による資金収支

キャッシュベースでの本業である教育活動の収支状況をみる。

②施設整備等活動による資金収支

当該年度に施設設備の購入がどれだけあり、財源がどうであったかをみる。

③その他の活動による資金収支

借入金の収支、資金運用の状況等、主に財務活動をみる。

通常の経営状態の法人は、本業の「教育活動」がプラス、「施設整備活動」はマイナス、「その他の活動」は資金の不足分を借入金で調達していればプラス、過去の借入金を返済していればマイナスというように、活動区分ごとの資金の流れが大きくつかめる。「教育活動」である程度のプラスが出ないと、施設整備等に資金を回すことができず、借入金の返済もできないため、「教育活動」でどのくらいキャッシュを生み出せているかが重要である。

ただし、「教育活動」のプラスやマイナスにより、学費や教育研究経費の多寡だけに注目して学校経営を安易に評価していくことは、必ずしも適切とはいえない。よく内容を精査し、学校の理念や直面している現状等も十分考慮したうえで経営判断をすべきであろう。つまり、企業会計にいわゆる「調達」「投資」「回収」「分配」といったキャッシュ・フローをみる基本的な枠組みとした財務理論をそのまま適用することではなく、学校法人としてのあるべきキャッシュ・フローの

判断基準を今後確立していくことが必要である。そして、企業と同様に「総合判断」、「収益性」「成長性」、及び「安全性」を検討すべきであろう。

【財務分析の視点例】

区 分	通 常	施設整備時	経営困難
教育活動	+	+	-
施設整備等活動	-	-	-
その他の活動	+ -	+ -	+ -

(2) 「事業活動収支計算書」による新たな財務分析

①教育活動収支

経常的な収支のうち、本業の教育活動の収支状況を見る。

②教育活動外収支

経常的な収支のうち、財務活動による収支状況を見る。

③経常収支 (①+②)

経常的な収支バランスを見る。

④特別収支

資産売却や処分等の臨時的な収支を見る。

⑤基本金組入前当年度収支差額 (③+④)

毎年度の収支バランスを見る。(これまでの帰属収支差額)

⑥基本金組入額

学校法人を維持するために必要な資産を継続的に保持するための組入れ額

⑦当年度収支差額

⑧前年度繰越収支差額

⑨翌年度繰越収支差額

(これまでの消費収支差額)

通常の経営状態の法人では、経常的な本業の教育活動の収支である「教育活動収支」がプラスで「経常収支」もプラス、または「教育活動収支」はマイナスだが、大きな運用ファンドを持っているため「教育活動外収支」が大幅なプラスになり、「経常収支」はプラスになる法人もある。逆に「教育活動収支」はプラスだが、借入金等利息の負担が大きく「教育活動外収支」が大幅なマイナスになり、「経常収支」がマイナスになる法人もある。また、当年度の収支バランスの改善又は悪化の原因が、経常的なものではなく、その年度かぎりの臨時的な要素によるものであるかもわかる。

したがって、収支差額(プラス、マイナス)だけでなく、各々の収入、支出の関連性や整合性、継続性等をよく検討したうえで、本書で説明している各種財務比率や経年比較も考慮しながら経営判断をすべきである。

【財務分析の視点例】

区分	通 常 A	通 常 B	経営困難 A	経営困難 B
教育活動収支	+	-	-	+
教育活動外収支	+	+	+	-
経常収支	+	+	-	-

II. 新たな財務比率の活用に向けて

1. 経年比較の重要性

今回の計算書類の変更により当然のことながら、これまでの財務比率に変化が生じる。しかし、重要なことは、改正後の計算書類で算出される財務比率は、これまでの経年比較の信頼性を否定するものではなく、学校法人の経営にこれまで以上に有意義なものであり、比較可能性や明瞭性を高めたものであることを、懇切丁寧に説明していくことにある。とくに、経年比較については、平成16年7月23日付けで文部科学省の「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）」（16文科高第304号）により、事業報告書の作成が義務付けられ、記載例として財務の概要において「経年比較」が示された。また、平成21年2月17日付けで日本公認会計士協会の「学校法人における事業報告書の記載例について」（学校法人委員会研究報告第12号）において比較可能性及び明瞭性の観点から例示が示され、そこでも「経年比較」が重要視された。今後、これまでの経緯から、同省、同協会から通知等で新たに例示が示されるかもしれないが、**平成26年度決算までの経年比較と平成27年度決算からの比率を区別していくことも必要であろう。**

2. 活動区分別による財務分析の重要性

今回の改正により計算書類が資金収支においても、事業別活動収支においても、活動区分別に収支を把握することが学校経営をわかりやすく、また経営判断上必要なこととされたことにより、それぞれの活動別に算出される収支状況をどのように判断するかが問われることとなる。しかし、今回の改正で作成される計算書類は、従来の計算書類のある意味表示方法の組み替えであり、これまでの学校経営に大きな変化が生じて改められたものではない。また当然のことながら学校経営は永続的に健全経営をしていくことが求められており、単年度の収支状況で一喜一憂するものではないことはいまでもない。その意味では、今後は活動区分別の収支結果も経年で捉えていくこととなる。例えば、これまでは、資金収支では次年度繰越支払資金の増減が重要な経営判断の指標であったものが、区分別に支払資金の増減を把握できるようになり、従来の帰属収支差額が基本金組入前当年度収支差額として事業活動収支計算書に表示された上に、これも各活動区分別にみていくことができるようになり、これらも経営判断の一助となるであろう。これまでの数値が細分化されることにより、みる側に学校会計がわかりやすく、また経営者にとって健全な学校経営に役立てられていくことが望まれる。

本章では、現在、日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センターから示されている『学校法人会計基準改正に対応した新たな財務比率等について』に基づき、新たな財務比率の考え方を示す。とくに重要な財務比率として以下を抽出し、解説する。

[事業活動収支計算書関係]

- ①人件費比率、②教育研究経費比率、③学生生徒等納付金比率、④補助金比率・経常補助金比率、⑤経常収支差額比率、⑥教育活動収支差額比率

[貸借対照表関係]

- ①特定資産構成比率、②純資産構成比率、③繰越収支差額構成比率、④積立率

学校法人会計基準改正に伴う新たな財務比率

日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センター『学校法人会計基準改正に対応した新たな財務比率等について』より作成

(1)「事業活動収支計算書」関係

* 主要な財務比率については、14頁以降に詳細な解説を仮想大学のケースとともに掲載

【現行】

【新基準】

* 赤字:改正による変更点

	比率名	算出方法		新比率名	算出方法	変更点等	解説頁
1	人件費比率	人件費 帰属収入	1	人件費比率	人件費 経常収入	「帰属収入」を「経常収入」に変更し、経常的な収入を分母とする	p.14
2	人件費依存率	人件費 学生生徒等納付金	2	人件費依存率	人件費 学生生徒等納付金	変更なし	—
3	教育研究経費比率	教育研究経費 帰属収入	3	教育研究経費比率	教育研究経費 経常収入	「帰属収入」を「経常収入」に変更し、経常的な収入を分母とする	p.16
4	管理経費比率	管理経費 帰属収入	4	管理経費比率	管理経費 経常収入	「帰属収入」を「経常収入」に変更し、経常的な収入を分母とする	—
5	借入金等利息比率	借入金等利息 帰属収入	5	借入金等利息比率	借入金等利息 経常収入	「帰属収入」を「経常収入」に変更し、経常的な収入を分母とする	—
6	帰属収支差額比率	帰属収入-消費支出 帰属収入	6	事業活動収支差額比率	基本金組入前当年度収支差額 事業活動収入	「帰属収支差額比率」から「事業活動収支差額比率」へ名称変更 「帰属収入-消費支出」を「基本金組入前当年度収支差額」に、 「帰属収入」を「事業活動収入」に変更	—
7	消費収支比率	消費支出 消費収入	7	基本金組入後収支比率	事業活動支出 事業活動収入-基本金組入額	「消費収支比率」を「基本金組入後収支比率」に名称変更 「消費支出」を「事業活動支出」に、「消費収入」を「事業活動収入-基本金組入額」に変更	—
8	学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金 帰属収入	8	学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金 経常収入	「帰属収入」を「経常収入」に変更し、経常的な収入を分母とする	p.18
9	寄付金比率	寄付金 帰属収入	9	寄付金比率	寄付金 事業活動収入	「帰属収入」を「事業活動収入」に変更 ※分子の「寄付金」には、特別収支の「施設設備寄付金」及び「現物寄付」を含む	—
				経常寄付金比率	教育活動収支の寄付金 経常収入	上記寄付金比率を、分子・分母ともに経常的な収入に限定	—
10	補助金比率	補助金 帰属収入	10	補助金比率	補助金 事業活動収入	「帰属収入」を「事業活動収入」に変更 ※分子の「補助金」には、特別収支の「施設設備補助金」を含む	p.20
				経常補助金比率	教育活動収支の補助金 経常収入	上記補助金比率を、分子・分母ともに経常的な収入に限定	
11	基本金組入率	基本金組入額 帰属収入	11	基本金組入率	基本金組入額 事業活動収入	「帰属収入」を「事業活動収入」に変更	—

【現行】

	比率名	算出方法
12	減価償却費比率	減価償却額 消費支出

【新基準】

	新比率名	算出方法	変更点等	解説頁
12	減価償却額比率	減価償却額 経常支出	「消費支出」を「経常支出」に変更し、経常的な支出を分母とする	—
新設	経常収支差額比率	経常収支差額 経常収入	経常的な収支バランスを表す比率として新設	p. 22
新設	教育活動収支差額比率	教育活動収支差額 教育活動収入計	本業である教育活動の収支バランスを表す比率として新設	p. 24

用語
解説

- 経常収入**…………… 経常収入とは、従来の「消費収支計算書」における「帰属収入」（負債とならない収入）から臨時的な収入（施設設備取得に対する補助金及び寄付金、有価証券や不動産等の資産売却差額等）を除いた通常の事業活動によって得た経常的な収入のことをいいます。
- 経常支出**…………… 経常支出とは、従来の「消費収支計算書」における「消費支出」から臨時的な支出（資産処分差額及びその他の特別支出）を除いた経常的な支出のことをいいます。
- 経常収支差額**…………… 経常収支差額は、経常的な事業活動による収入（経常収入）とコスト（経常支出）の収支差額（バランス）を表します。特別収支を除いた収支差額であるため、経常的な事業活動が安定的であるかを判断する指標となります。
- 事業活動収入**…………… 事業活動収入は、従来の「消費収支計算書」における帰属収入に当たり、借入金収入や前受金収入等の負債となる収入を除いた学校法人における正味の収入のことです（現物寄付も含まれます）。
- 事業活動支出**…………… 事業活動支出は、従来の「消費収支計算書」における消費支出に当たり、キャッシュアウトしない減価償却費や資産処分差額等も含まれ、学校法人の正味の費用のことをいいます。
- 教育活動収入計**…………… 教育活動収入とは、本業である教育活動に係る収入のことですが、会計上は「経常的な収入のうち教育活動外収入（財務活動及び収益事業に係る活動）を除いたものをいう」と広義に解釈されており、「学生生徒等納付金」「手数料」「寄付金」「経常費等補助金」「付随事業収入」「雑収入」が含まれます。なお、施設設備取得に対する補助金及び寄付金は、臨時的な収入として特別収入に計上されるため、教育活動収入には含みません。
- 教育活動収支差額**…………… 教育活動収支差額は、経常的な収支のうち、本業である教育活動の収支差額（バランス）を表します。教育活動外（財務活動及び収益事業）の収支は含まれないため、経常収支差額よりも明確に本業である教育活動の収支バランスを判断する指標となります。
- 基本金組入前当年度収支差額**…………… 基本金組入前当年度収支差額とは、いわゆる従来の帰属収支差額に当たり、単年度における事業活動全体の収支差額（バランス）を表します。学校法人は、経営の永続性を担保するため、基本金を組入れた後の当年度収支差額の均衡を図ることが求められます。そのため、この収支差額段階では、当年度の基本金組入額を確保する必要があります。

【2】「貸借対照表」関係

* 主要な財務比率については、14頁以降に詳細な解説を仮想大学のケースとともに掲載

【現行】

【新基準】

* 赤字: 改正による変更点

	比率名	算出方法		新比率名	算出方法	変更点等	解説頁
1	固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}}$	1	固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}}$	名称及び比率に変更なし ただし、現行の「固定資産=有形固定資産+その他の固定資産」が、「固定資産=有形固定資産+特定資産+その他の固定資産」となる	—
2	有形固定資産構成比率	$\frac{\text{有形固定資産}}{\text{総資産}}$	2	有形固定資産構成比率	$\frac{\text{有形固定資産}}{\text{総資産}}$	変更なし	—
3	その他の固定資産構成比率	$\frac{\text{その他の固定資産}}{\text{総資産}}$	3	特定資産構成比率	$\frac{\text{特定資産}}{\text{総資産}}$	名称を変更し、分子を「その他の固定資産」から「特定資産」に変更する	p.26
4	流動資産構成比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}}$	4	流動資産構成比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}}$	変更なし	—
5	固定負債構成比率	$\frac{\text{固定負債}}{\text{総資金}}$	5	固定負債構成比率	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債+純資産}}$	名称及び比率に変更なし 但し、分母の表記を「総資金」から「負債+純資産」に変更する	—
6	流動負債構成比率	$\frac{\text{流動負債}}{\text{総資金}}$	6	流動負債構成比率	$\frac{\text{流動負債}}{\text{負債+純資産}}$	名称及び比率に変更なし 但し、分母の表記を「総資金」から「負債+純資産」に変更する	—
7	内部留保資産比率	$\frac{\text{運用資産}-\text{総負債}}{\text{総資産}}$	7	内部留保資産比率	$\frac{\text{運用資産}-\text{総負債}}{\text{総資産}}$	現行の「運用資産=その他の固定資産+流動資産」を、「運用資産=現金預金+特定資産+有価証券」とし、経営判断指標における運用資産と同定義とする	—
8	運用資産余裕比率	$\frac{\text{運用資産}-\text{外部負債}}{\text{消費支出}}$	8	運用資産余裕比率	$\frac{\text{運用資産}-\text{外部負債}}{\text{事業活動支出}}$	現行の「運用資産=その他の固定資産+流動資産」を、「運用資産=現金預金+特定資産+有価証券」とし、経営判断指標における運用資産と同定義とする。「消費支出」を「事業活動支出」に変更する	—
9	自己資金構成比率	$\frac{\text{自己資金}}{\text{総資金}}$	9	純資産構成比率	$\frac{\text{純資産}}{\text{負債+純資産}}$	名称変更。比率に変更なし 但し、分子の表記を「自己資金」から「純資産」に、分母の表記を「総資金」から「負債+純資産」に変更する	p.28
10	消費収支差額構成比率	$\frac{\text{消費収支差額}}{\text{総資金}}$	10	繰越収支差額構成比率	$\frac{\text{繰越収支差額}}{\text{負債+純資産}}$	「消費収支差額」から「繰越収支差額」へ名称変更 また、分母の表記を「総資金」から「負債+純資産」に変更する	p.30
11	固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金}}$	11	固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{純資産}}$	名称及び比率に変更なし 但し、分母の表記を「自己資金」から「純資産」に変更する	—
12	固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金}+\text{固定負債}}$	12	固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{純資産}+\text{固定負債}}$	名称及び比率に変更なし 但し、分母の表記を「自己資金+固定負債」から「純資産+固定負債」に変更する	—
13	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	13	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	変更なし	—
14	総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	14	総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	変更なし	—
15	負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{自己資金}}$	15	負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{純資産}}$	名称及び比率に変更なし 但し、分母の表記を「自己資金」から「純資産」に変更する	—

【現行】

	比率名	算出方法
16	前受金保有率	現金預金 前受金
17	退職給与引当預金率	退職給与引当特定預金(資産) 退職給与引当金
18	基本金比率	基本金 基本金要組入額
19	減価償却比率	減価償却累計額(図書を除く) 減価償却資産取得価額(図書を除く)

【新基準】

	新比率名	算出方法	変更点等	解説頁
16	前受金保有率	現金預金 前受金	変更なし	—
17	退職給与引当 特定資産保有率	退職給与引当特定資産 退職給与引当金	名称及び分子の表記変更	—
18	基本金比率	基本金 基本金要組入額	変更なし	—
19	減価償却比率	減価償却累計額(図書を除く) 減価償却資産取得価額(図書を除く)	変更なし	—
	新設 積立率	運用資産 要積立額	将来の施設設備の取替更新等に備えて保有しておくべき資産の保有状況を表す比率として新設 「運用資産＝現金預金+特定資産+有価証券」とし、経営判断指標と同定義とする 「要積立額＝減価償却累計額+退職給与引当金+第2号基本金+第3号基本金」とし、経営判断指標と同定義とする	p.32

用語
解説

- 特定資産**…………… 特定資産とは、用途が特定されている預金、有価証券等をいいます。主な特定資産には、「減価償却引当特定資産」「施設設備引当特定資産」「第2号基本金引当特定資産」「第3号基本金引当特定資産」「退職給与引当特定資産」等があります。
- 純資産**…………… 純資産とは、基本金と翌年度繰越収支差額で構成され、「資産の部」から「負債の部」（他人資本）を差し引いた自己資本の金額をいいます。従来の自己資金に当たりますが、一般になじみのある企業会計の用語に置き換えられました。
- 負債**…………… 負債とは、他人からの資金調達で、他人資本ともいわれており、将来支払義務があるものをいいます。
- 繰越収支差額**…………… 繰越収支差額とは、「事業活動収支計算書」の当年度収支差額の累積額をいいます。長期的な収支の均衡を判断する指標となります。
- 運用資産**…………… 運用資産とは、現金預金、特定資産、有価証券をいいます。
- 要積立額**…………… 要積立額とは、将来に向けて施設設備の取替更新等や退職金支給に備え準備しておくべき資金のことをいいます。「減価償却累計額」「退職給与引当金」「第2号基本金」「第3号基本金」がこれに当たります。

(3) 主要な財務比率の解説

- ここではA大学(仮想大学)を「[case]」として、主要な財務比率についてより具体的に解説する。
- それぞれの財務比率(14頁以降)については、左頁に各財務比率の意味、新学校法人会計基準の施行に伴う変更点、特徴等をまとめた。また、右頁には、A大学(仮想大学)の計算書類の数字を示したうえで、理事・評議員等、学内外の関係者への説明の参考となるよう、Q&Aを作成した。

■ 「[case]」 A大学(仮想大学)の基本情報及び計算書類等

〔基本情報〕

1	学生数	学部:7,310人、研究科:852人
2	教員数	専任教員:324人、非常勤教員等:638人
3	職員数	専任職員:160人、その他職員:20人
4	設置大学数	1大学
5	学部数	文系:7学部、理工系:1学部 *医・歯・薬学系なし
6	研究科数	文系:8研究科、理工系:2研究科 *医・歯・薬学系なし
7	キャンパス	4キャンパス(全て都内)
8	付属校の有無	無
9	計算書類	(1) 消費収支計算書(現行) (2) 事業活動収支計算書(新基準) (3) 貸借対照表(新基準) (4) 活動区分資金収支計算書(新基準)

- * 計算書類における〔(2)事業活動収支計算書〕、〔(3)貸借対照表〕及び〔(4)活動区分資金収支計算書〕については、文部科学省高等教育局「(25文科高第616号)学校法人会計基準の一部改正に伴う私立学校法第47条の規定に基づく財務情報の公開に係る書類の様式参考例等の変更について(通知)」(平成25年11月)に基づき作成。
- * 計算書類における〔(2)事業活動収支計算書〕及び〔(4)活動区分資金収支計算書〕における施設設備寄付金、施設設備補助金、調整勘定等の区分については、日本公認会計士協会「(学校法人委員会実務指針第45号)「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」に関する実務指針」(平成26年1月)を参考に区分。

〔(1)消費収支計算書〕(現行)

(単位:円)

勘定科目		2012年度決算	2013年度決算
学生生徒等納付金	A	8,929,533,175	9,258,389,455
手数料		671,208,277	711,133,752
寄付金		418,662,692	463,726,609
補助金	B	1,714,378,429	1,398,055,046
資産運用収入		1,126,778,895	1,222,236,281
資産売却差額		63,225,968	106,714,437
事業収入		308,716,370	357,847,607
雑収入		538,671,724	432,023,306
帰属収入合計	C	13,771,175,530	13,950,126,493
基本金組入額合計		△ 989,297,705	△ 1,200,313,634
消費収入の部合計		12,781,877,825	12,749,812,859
人件費	D	7,152,807,266	6,979,177,156
教育研究経費	E	3,839,193,221	4,029,581,156
管理経費		1,011,647,527	1,091,768,653
借入金等利息		103,372,760	95,864,803
資産処分差額		659,608,721	546,593,083
消費支出の部合計		12,766,629,495	12,742,984,851
当年度消費収入超過額		15,248,330	6,828,008
前年度繰越消費支出超過額		9,405,286,094	9,390,037,764
翌年度繰越消費支出超過額		9,390,037,764	9,383,209,756

〔(2)事業活動収支計算書〕(新基準)

(単位：円)

勘定科目		2012年度決算	2013年度決算	
教育活動収支	事業活動収入の部			
	学生生徒等納付金	F	8,929,533,175	9,258,389,455
	手数料		671,208,277	711,133,752
	寄付金		345,665,907	310,376,957
	経常費等補助金	G	1,664,966,029	1,264,028,246
	付随事業収入(寮費収入、受託研究費収入、公開講座収入等)		308,716,370	357,847,607
	雑収入(入学案内売上収入、出版物売上収入、間接経費収入等)		775,077,005	615,452,072
	教育活動収入計	H	12,695,166,763	12,517,228,089
	事業活動支出の部			
	人件費	I	7,152,807,266	6,979,177,156
	教育研究経費	J	3,839,193,221	4,029,581,156
管理経費		1,011,647,527	1,091,768,653	
徴収不能額等		0	0	
教育活動支出計		12,003,648,014	12,100,526,965	
教育活動収支差額	K	691,518,749	416,701,124	
教育活動外収支	収入の活動の部			
	受取利息・配当金		890,373,614	1,038,807,515
	その他の教育活動外収入		0	0
	教育活動外収入計	L	890,373,614	1,038,807,515
	支出の活動の部			
	借入金等利息		103,372,760	95,864,803
その他の教育活動外支出		0	0	
教育活動外支出計		103,372,760	95,864,803	
教育活動外収支差額	M	787,000,854	942,942,712	
経常収支差額	N	1,478,519,603	1,359,643,836	
特別収支	事業活動収入の部			
	資産売却差額		63,225,968	106,714,437
	その他の特別収入		122,409,185	287,376,452
	施設設備寄付金		59,364,785	61,387,359
	現物寄付		13,632,000	91,962,293
	施設設備補助金	O	49,412,400	134,026,800
	過年度修正額		0	0
	特別収入計		185,635,153	394,090,889
	事業活動支出の部			
	資産処分差額		659,608,721	546,593,083
	その他の特別支出		0	0
災害損失		0	0	
過年度修正額		0	0	
特別支出計		659,608,721	546,593,083	
特別収支差額		△ 473,973,568	△ 152,502,194	
基本金組入前当年度収支差額		1,004,546,035	1,207,141,642	
基本金組入額合計		△ 989,297,705	△ 1,200,313,634	
当年度収支差額		15,248,330	6,828,008	
前年度繰越収支差額		△ 9,405,286,094	△ 9,390,037,764	
翌年度繰越収支差額		△ 9,390,037,764	△ 9,383,209,756	
(参考)				
事業活動収入計	P	13,771,175,530	13,950,126,493	
事業活動支出計		12,766,629,495	12,742,984,851	

〔(3)貸借対照表〕(新基準)

		2012年度	2013年度
資産の部		(単位：円)	
固定資産		61,176,906,840	61,127,661,433
有形固定資産		33,598,603,504	33,062,166,344
土地		6,463,942,424	6,463,942,424
建物		17,294,402,925	16,753,201,084
構築物		771,286,958	721,073,690
教育研究用機器備品		1,670,547,994	1,709,951,144
管理用機器備品		45,529,544	40,512,127
図書		7,294,393,856	7,172,979,622
車輛		2,880,618	4,139,368
建設仮勘定		55,619,185	196,366,885
特定資産	Q	27,423,791,245	27,612,174,853
第2号基本金引当特定資産		7,392,520,933	7,881,253,734
第3号基本金引当特定資産		5,924,114,143	6,038,948,236
減価償却引当特定資産		11,952,375,409	11,297,192,123
退職給与引当特定資産		2,154,780,760	2,334,780,760
その他引当特定資産		0	60,000,000
その他固定資産	R	154,512,091	453,320,236
電話加入権		52,913,237	52,913,237
収益事業元入金		97,357,145	398,421,545
長期貸付金		4,200,909	1,985,454
保証金		40,800	0
流動資産		3,984,264,093	4,271,652,801
現金預金	S	2,722,138,923	3,037,679,653
未収入金		1,162,775,350	972,564,857
短期貸付金		2,251,123	1,822,645
前払金		82,354,532	93,643,031
立替金		11,656,211	147,182,182
仮払金		3,087,954	18,760,433
資産の部合計(総資産)	T	65,161,170,933	65,399,314,234

負債の部			
固定負債		8,608,169,831	8,129,958,600
長期借入金		4,864,356,000	4,444,314,000
退職給与引当金	U	3,743,694,119	3,685,644,600
長期未払金		119,712	0
流動負債		4,779,879,451	4,289,092,342
短期借入金		399,360,000	420,042,000
未払金		510,256,394	151,098,380
前受金		3,115,545,992	3,054,501,452
預り金		716,663,930	605,714,793
仮受金		38,053,135	57,735,717
負債の部合計(総負債)		13,388,049,282	12,419,050,942

純資産の部			
基本金	W	61,163,159,415	62,363,473,048
第1号基本金		47,067,724,339	47,664,471,078
第2号基本金	X	7,392,520,933	7,881,253,734
第3号基本金		5,924,114,143	6,038,948,236
第4号基本金		778,800,000	778,800,000
繰越収支差額	Y	△ 9,390,037,764	△ 9,383,209,756
翌年度繰越収支差額		△ 9,390,037,764	△ 9,383,209,756
純資産の部合計	V	51,773,121,651	52,980,263,292
負債及び純資産の部合計	Z	65,161,170,933	65,399,314,234

注記			
減価償却額の累計額の合計額	α	19,027,517,345	19,830,655,432

〔(4)活動区分資金収支計算書〕(新基準)

		(単位:円)		
科 目		2012年度	2013年度	
教育活動による資金収支	収 入	学生生徒等納付金収入	8,929,533,175	9,258,389,455
		手数料収入	671,208,277	711,133,752
		特別寄付金収入	220,171,117	303,327,746
		一般寄付金収入	7,689,000	7,049,210
		経常費補助金収入	1,664,966,029	1,264,028,246
		付随事業収入	308,716,370	357,847,607
		雑収入	775,077,005	615,452,072
		教育活動資金収入計	12,577,360,973	12,517,228,088
	支 出	人件費支出	7,231,316,532	7,037,226,675
		教育研究経費支出	2,902,859,319	3,074,364,986
		管理経費支出	854,415,659	943,918,002
		教育活動資金支出計	10,988,591,510	11,055,509,663
		差引	1,588,769,463	1,461,718,425
	調整勘定等	1,814,896	△ 464,931,036	
	教育活動資金収支差額	1,590,584,359	996,787,389	
施設整備等活動による資金収支	収 入	施設設備寄付金収入	59,364,785	61,387,360
		施設設備補助金収入	49,412,400	134,026,800
		不動産売却収入	0	0
		第2号基本金引当特定資産取崩収入	0	0
		その他の施設等引当特定資産取崩収入	0	655,183,286
		施設整備等活動資金収入計	108,777,185	850,597,446
	支 出	施設関係支出	380,056,502	417,690,521
		設備関係支出	329,914,522	479,148,022
		第2号基本金引当特定資産繰入支出	303,152,160	488,732,801
		その他の施設等引当特定資産繰入支出	209,494,153	0
		施設整備等活動資金支出計	1,222,617,337	1,385,571,344
		差引	△ 1,113,840,152	△ 534,973,898
		調整勘定等	63,900,578	40,886,467
	施設整備等活動資金収支差額	△ 1,049,939,574	△ 494,087,431	
	小計 (教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)	540,644,785	502,699,958	
その他の活動による資金収支	収 入	借入金等収入	0	0
		有価証券売却収入	922,695,996	1,212,182,318
		その他の資産売却収入	5,094	0
		第3号基本金引当特定資産取崩収入	0	0
		退職給与引当特定資産取崩収入	480,000,000	540,000,000
		その他の引当特定資産取崩収入	0	0
		小計	1,402,701,090	1,752,182,318
		受取利息・配当金収入	890,373,614	1,038,807,515
		収益事業収入	0	0
		その他の収入	115,967,386	75,522,949
	その他の活動資金収入計	2,409,042,090	2,866,512,782	
	支 出	借入金等返済支出	433,326,000	399,360,000
		有価証券購入支出	1,210,730,486	1,229,889,790
		第3号基本金引当特定資産繰入支出	84,598,714	114,834,093
		退職給与引当特定資産繰入支出	660,000,000	720,000,000
		その他の引当特定資産繰入支出	0	60,000,000
		収益事業元入金支出	72,000,000	301,064,400
		小計	2,460,655,200	2,825,148,283
		借入金等利息支出	103,372,760	95,864,803
		その他の支出	34,015,419	315,303,220
その他の活動資金支出計		2,598,043,379	3,236,316,306	
	差引	△ 189,001,289	△ 369,803,524	
	調整勘定等	△ 199,243,653	182,644,296	
	その他の活動資金収支差額	△ 388,244,942	△ 187,159,228	
	支払資金の増減額 (小計+その他の活動資金収支差額)	152,399,843	315,540,730	
	前年度繰越支払資金	2,569,739,080	2,722,138,923	
	翌年度繰越支払資金	2,722,138,923	3,037,679,653	

人件費比率

1. 比率の意味

人件費の経常収入に対する割合を示す重要な比率である。

人件費は経常支出のなかで最大の部分を占めているため、この比率がとくに高くなると、経常支出全体を大きく膨張させ経常収支の悪化を招きやすい。また、人件費の性格上、一旦上昇した人件費比率の低下を図ることは容易ではない。

なお、人件費の内訳科目である教員人件費や職員人件費の構成比率、そしてその前提となる当該学校法人の人事政策、方針等にも留意する必要がある。

2. 学校法人会計基準改正に伴う変更点と特徴

(1) 算出方法の変更



(2) 特徴

- 分母が「帰属収入」から「経常収入」になることにより、施設設備に関する寄付金、施設設備に関する補助金、資産売却差額等の臨時的収入に影響されない指標となった。
- 分母が「帰属収入」から「経常収入」になることにより、新基準における新たな比率は、従来の比率に比べ、高くなる。

point! 「帰属収入」と「経常収入」の違い

【帰属収入】

学校法人の全ての収入

- ・ 学生生徒等納付金
- ・ 手数料
- ・ 寄付金
- ・ 補助金
- ・ 資産運用収入
- ・ 資産売却差額
- ・ 事業収入
- ・ 雑収入

【帰属収入】

【特別収入】

【特別収入】

年度固有の事象に左右されることの多い
臨時的収入

- ・ 施設設備に関する寄付金
- ・ 施設設備に関する補助金
- ・ 資産売却差額 等

【経常収入】

【経常収入】

「帰属収入」から「特別収入」を除いた収入

* [case]で使用した A 大学（仮想大学）の基本情報及び計算書類は p.10～p.13 に掲載しています

[case]

比率名		算出方法 *アルファベットは計算書類に対応		2012年度		2013年度	
				百万円	比率	百万円	比率
現行	人件費比率	人件費 帰属収入	$\frac{D}{C}$	$\frac{7,153}{13,771}$	51.9%	$\frac{6,979}{13,950}$	50.0%
新基準	人件費比率	人件費 経常収入	$\frac{I}{(H+L)}$	$\frac{7,153}{13,586}$	52.6%	$\frac{6,979}{13,556}$	51.5%

Q1

学校法人会計基準の改正によって、人件費比率に何か変化はありますか。

A1

人件費比率の算出方法が変更になりました。従来は「帰属収入」を分母としていましたが、新基準では「経常収入」を用いることとなりました。「経常収入」は、「資産売却差額」「施設設備寄付金」「施設設備補助金」等の臨時的な収入（「特別収入」）が除かれているため、新基準による人件費比率の方が従来に比べ高い値が算出されることとなります。また、分母の変更により、臨時的な収入に影響されなくなったため、経年比較が行いやすくなりました。

Q2

人件費比率が高くなっていますが、何が要因ですか。

A2

上表の[case]で実際の人件費決算額をみると、2013年度は6,979百万円で2012年度の7,153百万円に比べ、174百万円の減少となっています。それにもかかわらず、新基準による人件費比率が2012年度決算で0.7%、2013年度決算で1.5%、高くなっているのは、学校法人会計基準の改正により人件費比率の算出方法が変更され、分母が「帰属収入」から「経常収入」になったことによるものです。

Q3

人件費比率を評価する際、留意すべきことはありますか。

A3

人件費比率は、経常収入の何パーセントを人件費として消費しているかをみる比率です。人件費は学校法人の経常支出の大半を占め、また固定費としての性格が強いため、良好な収支を維持するためには、人件費を収入に対し一定の比率以下に抑えることが必要です。したがって、人件費比率は目標数値を設定し、人件費の総額管理の指標として用いることが有効といえます。なお、学校法人会計基準の改正によって比率の算出方法が変更されていますので、経年比較を行う際には、人件費比率の数値だけでなく実際の人件費総額の状況等を踏まえて分析する必要があります。

新たな財務分析の視点

- 「人件費比率」と「人件費依存率」を用いて人件費の健全性を評価することが可能です。
- 「経常収入」に替えて、「事業活動収入」を分母に用いた「人件費率」（従来の人件費比率）や学校法人の本業である教育活動の結果である「教育活動収入」を分母に用いた財務分析等も可能です。

教育研究経費比率

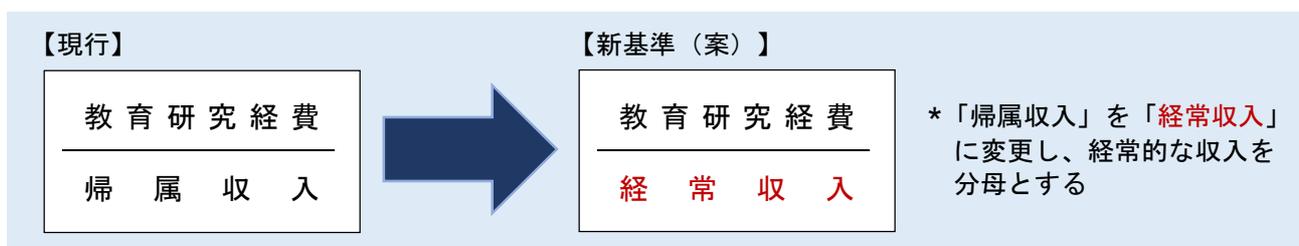
1. 比率の意味

教育研究経費の経常収入に対する割合である。

この経費は学校法人の本業である教育研究活動の維持・発展を支えると共に、経常費等補助金の配分とも深く関係する重要な費用であり、この比率は高くなることが望ましい。しかし、人件費と同様、硬直化しやすい経費であるので、この比率が著しく高い場合は、施設設備の取替更新や新規投資に向ける財源を確保することが困難な状況とみることができる。したがって、経営の永続性や大学改革という長期的な観点も留意する必要がある。

2. 学校法人会計基準改正に伴う変更点と特徴

(1) 算出方法の変更



(2) 特徴

- 分母が「帰属収入」から「経常収入」になることにより、施設設備に関する寄付金、施設設備に関する補助金、資産売却差額等の臨時的収入に影響されない指標となった。
- 分母が「帰属収入」から「経常収入」になることにより、新基準における新たな比率は、従来の比率に比べ、高くなる。

point! 【帰属収入】と【経常収入】



p. 14 参照

* [case]で使用した A 大学（仮想大学）の基本情報及び計算書類は p.10~p.13 に掲載しています

[case]

比率名		算出方法 *アルファベットは計算書類に対応		2012年度		2013年度	
				百万円	比率	百万円	比率
現行	教育研究経費比率	教育研究経費 帰属収入	E C	3,839	27.9%	4,030	28.9%
				13,771		13,950	
新基準	教育研究経費比率	教育研究経費 経常収入	J (H+L)	3,839	28.3%	4,030	29.7%
				13,586		13,556	

Q1

学校法人会計基準の改正によって、教育研究経費比率に何か変化はありますか。

A1

教育研究経費比率の算出方法が変更になりました。従来は「帰属収入」を分母としていましたが、新基準では「経常収入」を用いることとなりました。「経常収入」は、「資産売却差額」「施設設備寄付金」「施設設備補助金」等の臨時的な収入（「特別収入」）が除かれているため、新基準による教育研究経費比率の方が従来に比べ高い値が算出されることとなります。また、分母の変更により、臨時的な収入に影響されなくなつたため、経年比較が行いやすくなりました。

Q2

教育研究経費比率が高くなっていますが、何が要因ですか。

A2

上表の[case]では、教育研究経費比率が2012年度決算で0.4%、2013年度決算で0.8%上がっています。これは、実際の教育研究経費決算額が2013年度は4,030百万円となり、2012年度の3,839百万円に比べ191百万円の増加となっていること、また、学校法人会計基準の改正により教育研究経費比率の算出方法が変更され、分母が「帰属収入」から「経常収入」になったことが要因であると考えられます。

Q3

教育研究経費比率を評価する際、留意すべきことはありますか。

A3

教育研究経費比率は、教育研究活動の維持・発展のために不可欠な教育研究経費が、経常収入の何パーセントを占めているかをみる比率です。この比率は高くなるのが望ましいです。しかし、この比率が著しく高い場合は、当年度収支の均衡を崩す要因の一つともなります。なお、学校法人会計基準の改正によって比率の算出方法が変更されていますので、経年比較を行う際には、教育研究経費比率の数値だけではなく実際の教育研究経費総額の状況等を踏まえて評価・分析する必要があります。

新たな財務分析の視点

- 「経常収入」に替えて、学校法人の本業である教育活動の結果である「教育活動収入」を分母に用いた財務分析も可能です。

学生生徒等納付金比率

1. 比率の意味

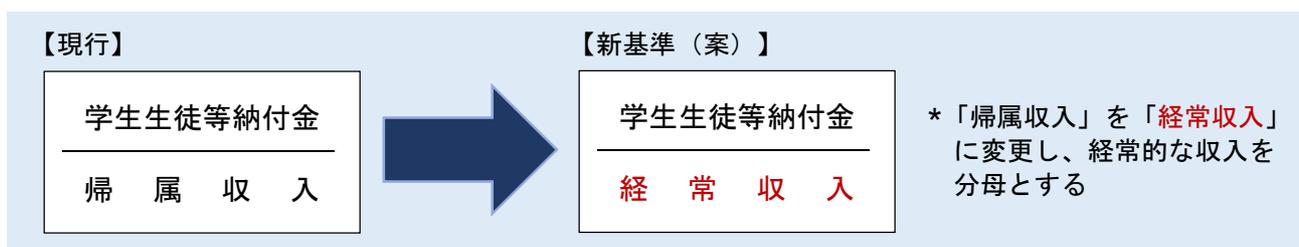
学生生徒等納付金の経常収入に占める割合である。

学生生徒等納付金は、学生生徒数の増加又は減少並びに経済動向等による学費の改定等によって影響を受けるが、学校法人の経常収入のなかで最大の比重を占めており、重要な自己財源である。したがって、この比率は、安定的に推移することが経営的には望ましい。

また、多くの学校法人において、この比率は経常収入に占める割合が最も高くなると考えられるが、比率が高いほど、学生生徒等納付金への依存度が高く、今後、収入源の多様化が課題となる。

2. 学校法人会計基準改正に伴う変更点と特徴

(1) 算出方法の変更



(2) 特徴

- 分母が「帰属収入」から「経常収入」になることにより、施設設備に関する寄付金、施設設備に関する補助金、資産売却差額等の臨時的収入に影響されない指標となった。
- 分母が「帰属収入」から「経常収入」になることにより、新基準における新たな比率は、従来の比率に比べ、高くなる。

point! 【帰属収入】と【経常収入】



p.14 参照

* [case]で使用した A 大学（仮想大学）の基本情報及び計算書類は p.10～p.13 に掲載しています

[case]

比率名		算出方法 *アルファベットは計算書類に対応		2012年度		2013年度	
				百万円	比率	百万円	比率
現行	学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金 帰属収入	$\frac{A}{C}$	8,930 13,771	64.8%	9,258 13,950	66.4%
新基準	学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金 経常収入	$\frac{F}{(H+L)}$	8,930 13,586	65.7%	9,258 13,556	68.3%

Q1

学生生徒等納付金比率は高い方がいいのでしょうか。

A1

これはどちらともいえません。学生生徒等納付金は学校法人の経常収入のなかでもっとも大きな割合です。安定的な比率で推移していることが経営的には望ましいです。高水準で推移している場合、学生生徒等納付金以外の収入が少ないということであり、今後、少子化の影響を受けて学生生徒数が減少し始めると、経営に大きな影響を及ぼす可能性があります。一方、低水準で推移している場合、他の収入源（補助金や寄付金等）の減少が始まると問題です。学校法人経営も企業経営と同様、収入財源の多様化を念頭におき行う必要があります。

Q2

新基準で算出すると比率が高くなるのはなぜですか。

A2

従来の基準の算出方法の分母は「帰属収入」です。帰属収入は学校法人の負債とならない全ての収入です。このなかには臨時的な収入（施設設備に関連する寄付金や補助金、資産売却による差益等）が含まれています。新基準の算出方法の分母は「経常収入」です。「経常収入」は新たに設けられた「事業活動収支計算書」から算出します。この計算書は学校法人の事業活動を経常的なものと臨時的なものに区分することになり、「経常収入」には臨時的な活動収入は含まれませんので、比率は高くなります。

新たな財務分析の視点

- 今後、少子化がますます進み 18 歳人口だけをターゲットにした学校経営は厳しくなることが予想されます。収入バランスの指標として学生生徒等納付金比率を活用し、収入財源の多様化を考えることが重要となります。

補助金比率・経常補助金比率(新設)

1. 比率の意味

補助金比率は、国又は地方公共団体から交付される補助金の事業活動収入（全収入）に占める割合である。補助金は、学校法人の教育研究活動や管理運営機能、また、教育研究に係る環境の整備、安全性の確保等を支援することを目的として交付される資金である。この比率が高いということは、自助努力による多様な取り組みが評価されているという表れでもある。

経常補助金比率は、国又は地方公共団体から交付される補助金のうち、教育活動収入に区分される補助金の経常収入に占める割合である。「補助金比率」では、施設設備に係る補助金が含まれているのに対し、新設の本比率では、教育活動収支の補助金に限定しているため、特別収支に該当する臨時的な収支を考慮せず、学校法人本来の教育研究活動経費に係る補助金の割合を表している。

2. 学校法人会計基準改正に伴う変更点と特徴

(1) 算出方法の変更



(2) 特徴

- 補助金比率は、分母が「帰属収入」から「事業活動収入」に変更されるが、単なる名称の変更であり、数値には何の影響もないことに注意が必要である。
- 経常補助金比率は、補助金比率と異なり、分子が「補助金収入」ではなく「教育活動収支の補助金」であり、年度固有の臨時的収入に区分される施設設備補助金を考慮しないため、経年比較が行いやすくなった。
- 教育活動収支の補助金は、国又は地方公共団体の予算等により、圧縮率や単価の増減の影響を大きく受けることに注意が必要である。

point! 【補助金】と【教育活動収支の補助金】

【補助金】
＝「経常費等補助金」＋「施設設備補助金」

【教育活動収支の補助金】
＝「経常費等補助金」



* [case]で使用したA大学（仮想大学）の基本情報及び計算書類はp.10～p.13に掲載しています

[case]

比率名		算出方法 *アルファベットは計算書類に対応		2012年度		2013年度	
				百万円	比率	百万円	比率
現行	補助金比率	補助金 帰属収入	B	1,714	12.4%	1,398	10.0%
			C	13,771		13,950	
新基準	補助金比率	補助金 事業活動収入	(G+O)	1,714	12.4%	1,398	10.0%
			P	13,771		13,950	
新設	経常補助金比率	教育活動収支の補助金 経常収入	G	1,665	12.3%	1,264	9.3%
			(H+L)	13,586		13,556	

Q1

学校法人会計基準の改正によって、補助金比率に何か変化はありますか。

A1

従来は「帰属収入」を分母としていましたが、新基準では「事業活動収入」を用いることとなりました。しかし、名称の変更のみで数値に変化はありません。また、補助金比率に加えて、経常補助金比率が新設されました。経常補助金比率は、特別収支に計上される「施設設備補助金」を除いた経常的な補助金の経常収入に対する割合を表します。

Q2

補助金比率・経常補助金比率を評価する際、留意すべきことはありますか。

A2

国又は地方公共団体からの補助金が事業活動収入のどの程度を占めているかを示す比率です。補助金は学生生徒等納付金に次ぐ第二の収入源であり、この比率は高い方が望ましいとされています。しかし、国・地方公共団体の財政事情によって、影響を受けやすいともいえます。補助金以外の収入との構成バランスにも注視しつつ、評価・分析する必要があります。

新たな財務分析の視点

- 今回の改正の特徴として補助金が教育活動収支における「経常費等補助金」と特別収支における「施設設備補助金」とに区分されました。また、従来の「補助金比率」とは別に、固定資産関係を対象にした補助金を除いた、いわゆる経常費に対する補助金の経常収入に占める比率が「経常補助金比率」として新設されました。
- 本業である教育活動収支において経常費等補助金は私学にとって重要な収入源です。その金額や経常収入に占める比率、また経年比較等が明確になることによって、私学の学校運営にとって重要な指標として今まで以上に注目されることが考えられます。

経常収支差額比率（新設）

1. 比率の意味

経常的な収支バランスを表す比率として新設されたものである。

経常収入から経常支出を差し引いた経常収支差額の経常収入に対する割合である。この比率は臨時的な収支を考慮しない、通常の事業活動による収支バランスを示す比率のため、支出超過の場合は、財政がひっ迫していることを表しており、早急な改善が求められる。経営の健全性を表す代表的な指標であり、この比率が高ければ高いほど、経営に余裕があると考えられ、施設設備の取替更新や新規投資に向ける資金を確保できることになる。

2. 学校法人会計基準改正に伴う変更点と特徴

(1) 算出方法

【新基準（案）】（新設）

$$\frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}$$

*経常的な収支バランスを表す比率として新設

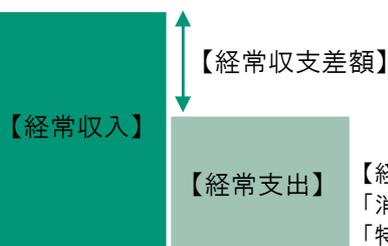
(2) 特徴

- 分母が「経常収入」なので、通常の事業活動を行ううえでの収入に対する割合を表しており、この比率がマイナスということは、通常の学校運営に何かしらの問題があるということを意味する。
- 学校法人の特性上、この比率が毎年度大きく変動することは稀なので、中長期的な施設設備計画を検討するうえでの、一つの指標となる。

point! 【経常収支差額】

通常の事業活動による収支バランス
＝特別収支を除いた収支差額

【経常収入】
「帰属収入」から
「特別収入」を除いた収入



【経常支出】
「消費支出」から
「特別支出」を除いた支出

[case]

比率名		算出方法 *アルファベットは計算書類に対応		2012年度		2013年度	
				百万円	比率	百万円	比率
新設	経常収支差額比率	経常収支差額 経常収入	N (H+L)	1,479	10.9%	1,360	10.0%
				13,586		13,556	

Q1

経常収支差額比率から何がわかるのですか。

A1

この比率は通常の事業活動の収支バランスを表しています。分母となる「経常収入」は教育研究活動や財務活動・収益事業活動等、学校運営に付随して入る収入です。比率は高ければ高いほど経営に余裕があり、財政的に健全経営が行われているといえます。逆に、比率が大きくマイナスとなる場合は、財政がひっ迫していることを表しており、早急な経営改善が必要です。

Q2

帰属収支差額比率と何が違うのですか。

A2

帰属収支差額比率は「帰属収入」が分母、分子は「帰属収入」から「消費支出」を引いた数値です。「帰属収入」には年度固有の臨時的収入（資産売却差額や施設設備関連の寄付金・補助金、資産処分差額等）が含まれていました。そのため、例えば土地の売却により売却差額が大きく生じる年度では高い値となる、逆に有価証券や固定資産の処分等が大きく生じた年度では低い値となる、あるいは維持できずマイナスとなる等、経年比較が困難になることがあります。新基準では、そのような要因によって発生した臨時的な事業活動を特別収支とし、経常収支差額比率の算定方法から除かれました。

新たな財務分析の視点

- 経常収支差額比率は、経営の健全性を示すうえでの重要な指標となりますが、この比率の高低だけで経営状況を判断することはできません。多額の特別支出や基本金組入額が発生する年度においては、最終的には支出超過になる可能性もあります。
- 一方で、教育研究の維持・発展のための経費が効果的に支出されているかという観点からの分析が重要となります。そのため、基本金組入額も含めた最終的な収支均衡を踏まえ、事業活動支出全体における経常支出の比重を多角的に分析する必要があります。

教育活動収支差額比率（新設）

1. 比率の意味

本業である教育活動の収支バランスを表す比率として新設されたものである。

学校本来の教育活動による収支差額を表しており、本業である教育活動収入の範囲内で、どの程度余裕を持って運営できているかを把握することができる。経常収支差額比率と同様、この比率が高ければ高いほど、施設設備投資に充てる資金を確保できることになるが、教育研究の維持・発展のための経費が十分かつ効果的に支出されているかという観点からの判断も必要となる。

2. 学校法人会計基準改正に伴う変更点と特徴

(1) 算出方法

【新基準（案）】（新設）

$$\frac{\text{教育活動収支差額}}{\text{教育活動収入計}}$$

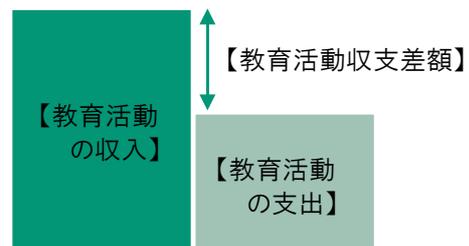
* 本業である教育活動の収支バランスを表す比率として新設

(2) 特徴

- 分母が「教育活動収入計」であり、その大半が学生生徒等納付金であると考えられるので、学校法人の本業である教育活動における収支がより明確になった。
- 「受取利息・配当金」は教育活動外収入になっていることに注意が必要である。

point! 【教育活動収支差額】

教育活動による収支バランス
＝経常収支のうち教育活動外収支（財務活動及び収益事業）を除いた収支差額



* [case]で使用した A 大学（仮想大学）の基本情報及び計算書類は p.10~p.13 に掲載しています

[case]

比率名		算出方法 *アルファベットは計算書類に対応		2012年度		2013年度	
				百万円	比率	百万円	比率
新設	教育活動収支差額比率	教育活動収支差額 教育活動収入計	K H	692	5.5%	417	3.3%
				12,695		12,517	

Q1

教育活動収支差額比率が前年度より 2.2% 下がりました。主な要因は为什么呢か。

A1

この比率は本業である教育活動の収支バランスを表す比率です。この比率が高い程、教育研究活動が充実していることとなります。低下の大きな要因は経常費等補助金が 4 億円減少したことによりますが、この減少が一時的なものであれば翌年度以降、2012 年度並みに安定すると考えられますので問題ありません。しかし、補助金額の減少が永続的である場合は、教育活動に関わる支出の抑制もしくは収入の増加を図ることが必要になります。

Q2

教育活動収支差額比率はどのような状態が良いのでしょうか。

A2

この比率は高い方が教育活動の充実が図られていると判断できます。しかし、寄付金や補助金等の影響を受け、年度によって大きな増減が生じる場合もあります。とくに増減が大きくなった年度は、原因となった事象を記録しておくことと経年比較をする際に役立つと考えられます。

新たな財務分析の視点

- 比率は高いほど教育活動が充実していることを表していますが、建学の精神に沿った教育研究活動が十分に行われているか、学生満足度が高い教育を行っているか等、定期的な自己点検・自己評価を行い、改善改革を念頭においた経営指標として活用できます。

特定資産構成比率

1. 比率の意味

特定資産の総資産に占める割合である。

この比率は、各種引当特定資産等の長期にわたって固定的に保持する資産の蓄積状態及び総資産におけるバランスを評価する指標である。

この比率が高いほど財政基盤が安定しているとされ、学校法人運営を計画的に行うことができる。一方、この比率が低いほど資産の蓄積が少なく、将来的な財政上の課題への計画的な対応が難しくなると考えられる。

2. 学校法人会計基準改正に伴う変更点と特徴

(1) 算出方法の変更



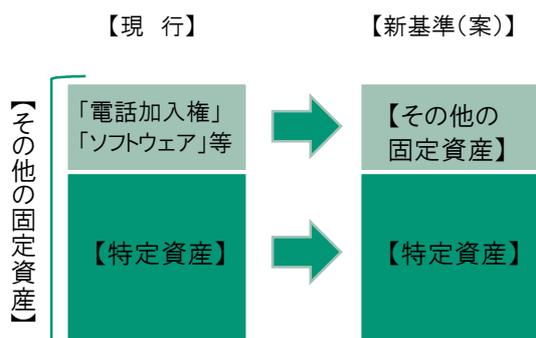
(2) 特徴

- 「(何) 引当特定資産」のように用途が特定されている預金や有価証券等の金額の固定資産に占める割合が大きいことから、貸借対照表の固定資産の中科目として新たに「特定資産」が設定された。固定資産は、「有形固定資産」「特定資産」「その他の固定資産」の三つに分類される。
- 分子が「その他の固定資産」から「特定資産」に限定されたことにより、退職給与引当特定資産、第2号基本金引当特定資産、第3号基本金引当特定資産等の通常長期にわたり保持していくべき特定資産が総資産のどの程度を占めているかが、よりわかりやすくなった。
- 分子が「その他の固定資産」から「特定資産」に限定されたことにより、特定資産構成比率は、従来のその他の固定資産構成比率に比べ、低くなる。

point! 【その他の固定資産】と【特定資産】

【その他の固定資産】
=「特定資産」+「電話加入権」「ソフトウェア」等

【特定資産】
・用途特定されている「預金」「有価証券」
=「施設関係引当特定資産」「退職給与引当特定資産」
「基本金引当特定資産」等



* [case]で使用した A 大学（仮想大学）の基本情報及び計算書類は p.10~p.13 に掲載しています

[case]

比率名		算出方法 *アルファベットは計算書類に対応		2012年度		2013年度	
				百万円	比率	百万円	比率
現行	その他の固定資産構成比率	<u>その他の固定資産</u> 総資産	$\frac{(Q+R)}{T}$	$\frac{27,578}{65,161}$	42.3%	$\frac{28,065}{65,399}$	42.9%
新基準	特定資産構成比率	<u>特定資産</u> 総資産	$\frac{Q}{T}$	$\frac{27,424}{65,161}$	42.1%	$\frac{27,612}{65,399}$	42.2%

Q1

従来の「その他の固定資産構成比率」との違いは何ですか。

A1

従来のその他の固定資産構成比率では分子にソフトウェアや電話加入権といった現預金以外のものが含まれていました。新基準では、分子を特定資産に限定することで、より明確な指標になりました。

Q2

特定資産構成比率を評価する際、留意すべきことはありますか。

A2

総資産のなかで特定資産として保持している資産の割合が高いほど財政基盤が安定しているといえますが、学校法人によっては特定資産に繰り入れずに現預金や1年以内に現金化可能な短期有価証券等の流動資産で保有している場合もあります。そのため、この比率が低い場合であっても財政基盤の安定性に乏しいと速断することはできません。流動資産構成比率の状況と合わせて分析する必要があります。

Q3

特定資産構成比率に変動があった場合、何が要因であると考えられますか。

A3

「特定資産構成比率」は財政基盤の安定性をみる、また計画的に学校法人の運営を行うために継続的に注視すべき比率です。この比率に変動があった場合には、例えば大規模な設備投資によって資産の取崩し等の影響を受けたこと等が考えられます。

新たな財務分析の視点

- 「特定資産構成比率」は資産構成の内訳をみる財務比率の一つですが、「固定資産構成比率」「有形固定資産構成比率」「流動資産構成比率」と合わせて分析する必要があります。

純資産構成比率

1. 比率の意味

純資産の総資産に占める構成割合であり、従来は自己資金構成比率といわれていたものである。将来、返済を要しない自己資産が総資産のどの程度を占めるかということを表している。この比率は、資金の調達源泉を分析するうえで、最も概括的で重要な指標であり、高いほど財政的に安定しているとされる。また、50%を割ると他人資本が自己資本を上回っていることを示している。

2. 学校法人会計基準改正に伴う変更点と特徴

(1) 算出方法の変更



(2) 特徴

- 保有する資産の調達源泉（他人資本か自己資本か）を明確にするため、従来の「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」に変更された。
- 分母が「総資金」から「負債+純資産」に、分子が「自己資金」から「純資産」に変更となったが、両者とも名称の変更であり、算出する数値に変化はない。したがって、従来の「自己資金構成比率」と同内容である。

point! 【自己資金】と【純資産】

名称の変更のみで、内容に変更なし

point! 【総資産】と【負債】+【純資産】

【総資産】(=【固定資産】+【流動資産】)
=【負債】+【純資産】

名称の変更のみで、内容に変更なし



* [case]で使用した A 大学（仮想大学）の基本情報及び計算書類は p.10～p.13 に掲載しています

[case]

比率名		算出方法 *アルファベットは計算書類に対応		2012年度		2013年度	
				百万円	比率	百万円	比率
現行	自己資金構成比率	自己資金 総資金	$\frac{(W+Y)}{Z}$	51,773	79.5%	52,980	81.0%
				65,161		65,399	
新基準	純資産構成比率	純資産 負債+純資産	$\frac{V}{Z}$	51,773	79.5%	52,980	81.0%
				65,161		65,399	

Q1

純資産構成比率から何がわかりますか。

A1

長期的に学校法人の財政状態が安定しているかどうかをみることができます。純資産構成比率は、法人が所有している資産とその財源の関係を示しており、所有している総資産の財源が、自己資本なのか他人資本なのかがわかります。比率が高いほど資産を自力で調達できていることを示し、財政状態が安定していることがわかります。

Q2

純資産構成比率が相対的に低い学校法人には、どのようなリスクがありますか。

A2

純資産構成比率は、自力で調達できる資産の比率を示しているため、この比率が日本私立学校振興・共済事業団の示している財務比率評価より低い場合には、財政的に不安定でリスクが高いといえます。

Q3

純資産構成比率を 2012 年度と 2013 年度で比較すると何がわかりますか。

A3

2013年度の純資産構成比率は、2012年度と比較し1.5%増の81.0%となりました。貸借対照表（12頁）をみると、2013年度純資産は、2012年度比1,207百万円増の52,980百万円、負債は2012年度比969百万円減の12,419百万円です。つまり、2013年度は2012年度と比較し、純資産が増え、負債が減少したことで、総資産における自己資金分が1.5%増加したことがわかります。

新たな財務分析の視点

- 純資産構成比率は、学校法人の資産の調達源泉を分析し、財政基盤の安定性を把握することができますが、この比率だけで学校法人の財政状態を判断せず、その他の指標も参考にしながら、総合的に分析、説明することも必要です。

繰越収支差額構成比率

1. 比率の意味

繰越収支差額の【負債＋純資産】に占める構成割合であり、従来は消費収支差額構成比率といわれていたものである。

繰越収支差額は、「事業活動収支計算書」の「翌年度繰越収支差額」と一致し、毎会計年度の「当年度収支差額」が累積されたもので、学校法人の収支均衡状態を示す重要な指標である。ただし、繰越収支差額は、主に基本金への組入れ状況によって左右され、この比率のみの分析では一面的になる恐れがあり、基本金の内容やその他比率、中長期的な事業計画と合わせて検討する必要がある。

2. 学校法人会計基準改正に伴う変更点と特徴

(1) 算出方法の変更



(2) 特徴

- 分母が「総資金」から「負債＋純資産」に、分子が「消費収支差額」から「繰越収支差額」に変更となったが、両者とも名称の変更であり、採用する数値に変化はない。したがって、従来の「消費収支差額構成比率」と同内容である。

point! 【消費収支差額】と【繰越収支差額】

名称の変更のみで、内容に変更なし

point! 【総資金】と【負債】＋【純資産】 ➔ p.28 参照

* [case]で使用したA大学（仮想大学）の基本情報及び計算書類はp.10～p.13に掲載しています

[case]

比率名		算出方法 *アルファベットは計算書類に対応		2012年度		2013年度	
				百万円	比率	百万円	比率
現行	消費収支差額構成比率	消費収支差額 総資金	Y	-9,390	-14.4%	-9,383	-14.3%
			Z	65,161		65,399	
新基準	繰越収支差額構成比率	繰越収支差額 負債+純資産	Y	-9,390	-14.4%	-9,383	-14.3%
			Z	65,161		65,399	

Q1

繰越収支差額構成比率がマイナスの場合は、その学校法人は経営がひっ迫していると考えられますか。

A1

繰越収支差額がマイナスであれば構成比率も当然マイナスとなります。しかし、学校法人の純資産は基本金と繰越収支差額とで構成されていますので、基本金の内訳によっては、繰越収支差額構成比率がマイナスであっても、一概に自己資金がひっ迫しているとはいえません。

Q2

繰越収支差額構成比率がプラスの場合は、その学校法人は安定した経営がなされていると考えられますか。

A2

比率が高い方が自己資金に余裕があると考えて良いでしょう。この比率が低い、もしくはマイナスの場合は、基本金比率（基本金／基本金要組入額）や純資産構成比率（純資産／負債+純資産）を同時に検証し、健全な学校運営がなされていることを確認する必要があります。

新たな財務分析の視点

- 繰越収支差額がマイナスであっても、学校経営が健全ではないと判断するのは早急であると考えられます。「貸借対照表」関係の各種財務比率も含めて総合的に判断し、分析することが必要です。
- 繰越収支差額は必ずしも利益を表しているわけではありません。むしろ収支の均衡を重視する学校法人においては、一概にこの比率が高いから良いともいえません。基本金への組入れ状況、基本金組入率等から総合的に経営判断することが望ましいと考えます。

積立率（新設）

1. 比率の意味

施設設備の更新や教職員の退職金資金等、将来の確定的な債務や、奨学金の原資となる基金について、どの程度保有資産の裏付けがあるかを表す比率として新設されたものである。この比率が高いほど、「ヒト、モノ（施設設備）」に対する蓄えが出来ているという状態を表している。

しかし、現実的に考えれば、全教職員が一度に退職する可能性や、保有する全ての施設設備の更新が単年度で行われる可能性は低い。したがって、例えば退職給与引当金、減価償却累計額に対してどの程度の資金を確保するのが適切かは、教職員の年齢構成や施設の老朽化具合、施設設備整備計画等、個々の学校法人の状況に応じて判断する必要がある。

2. 学校法人会計基準改正に伴う変更点と特徴

(1) 算出方法

【新基準（案）】（新設）

運 用 資 産
要 積 立 額

* 将来の施設設備の取替更新等に備えて保有しておくべき資産の保有状況を表す比率として新設。

(2) 特徴

- 第2号基本金特定資産とは別に、用途の限定されていない特定資産を保有している学校法人に関しては、比率が高く表れる（分母と分子の関係が必ずしも結びついていない）。
- 特定資産への繰入れは学校法人会計基準で強制されているわけではない。しかし、教育研究活動を継続的に行っていくためには、将来に向けて計画的に積立の準備をすすめていくことが望ましい。

point! 【運用資産】

現金預金＋有価証券＋特定資産

point! 【要積立額】

減価償却額の累計額＋退職給与引当金＋第2号基本金＋第3号基本金

* [case]で使用した A 大学（仮想大学）の基本情報及び計算書類は p.10~p.13 に掲載しています

[case]

比率名		算出方法 *アルファベットは計算書類に対応		2012年度		2013年度	
				百万円	比率	百万円	比率
新設	積立率	運用資産 要積立額	$\frac{(Q+S)}{(U+X+\alpha)}$	30,146	83.5%	30,650	81.9%
				36,088		37,437	

Q1

今回の学校法人会計基準の改正で新たに「貸借対照表」関係の財務比率として積立率が追加された理由は何ですか。

A1

学校法人では、将来の設備投資や退職金の支給に備え特定資産を準備していますが、近年、必要な引当特定資産の積立不足が目立つ学校法人が増えています。今回の改正に合わせて積立率を「貸借対照表」関係の財務比率として追加することで、このような学校法人に対して必要な積立を促し、困難な場合には、最低限不足額が把握できるようにしておくためと考えられます。

Q2

積立率の適正値は何パーセントですか。

A2

「要積立額」に対してどの程度の「積立資産」を設定すべきかは、個々の学校法人が中長期的な予算計画等を踏まえて判断することが適切と考えますので、目指すべき積立率についても個々の学校法人の判断に委ねられていると考えます。なお、「第2号基本金」は設定していないが、これに対応した特定資産は有しているという学校法人の場合は、積立率が相対的に高くなりますので、他校と比較する場合は、この点に留意が必要です。

新たな財務分析の視点

- 学校法人は経営の永続性が求められますので、将来の施設設備の更新や教職員の退職金資金の計画に合わせた運用資産の確保が必要となります。この点に鑑みると、今回新設された「積立率」は、中長期的な財政計画の立案にあたっての重要な指標となることが期待できますので、今後の経営判断に役立つ基準となります。
- 分子の運用資産のうち「現金預金」、「有価証券」は、必ずしも用途を分母の「要積立額」と結びつけているわけではありません。とくに「現金預金」に関しては、通常の運転資金（人件費、教育研究経費、未払金の支払い等）として保持している部分があり、この比率だけで判断することはできません。内部留保資産比率等にも注意する必要があります。

参考.新基準における財務比率の活用

ここでは、これまで示した以外の新基準における財務比率を紹介する。各加盟法人が、それぞれの大学の特色（規模・地域・種別等）に応じて、財務分析を行う際の参考にされたい。

【事業活動収支計算書関係】

	比率名	算出方法	変更点等
1	事業活動収入増減率	$\frac{\text{当年度事業活動収入計}}{\text{前年度事業活動収入計}}$	【成長性】事業活動収入の伸びを表すが、学部・学科の新設によって大きく変動する。
2	人件費率	$\frac{\text{人件費}}{\text{事業活動収入計}}$	分母を経常収入ではなく、事業活動収入計とした場合。従来の人件費比率。
3	教育投資倍率	$\frac{\text{人件費} + \text{教育研究経費}}{\text{学生生徒等納付金}}$	学生生徒等納付金からどれくらい教育関連経費に回しているかを測る。医療収入がある大学は別途分母を考慮する必要有り。
4	教育投資伸び率	$\frac{\text{当年度(人件費} + \text{教育研究経費)}}{\text{前年度(人件費} + \text{教育研究経費)}}$	教育投資の伸びを表すが、学部・学科の新設によって大きく変動する。

【貸借対照表関係】

	比率名	算出方法	変更点等
1	運用資産規模伸び率	$\frac{\text{当年度(特定資産} + \text{有価証券} + \text{現預金)}}{\text{前年度(特定資産} + \text{有価証券} + \text{現預金)}}$	運用資産の定義としては、これまで「その他の固定資産」及び「流動資産」の合計と定義されることが多かったが、今後特定資産が中科目で新たに設定されたことから、運用資産として定義される科目がより特定化される可能性がある。
2	内部留保資産比率	$\frac{\text{特定資産} + \text{流動資産} - \text{総負債}}{\text{総資産}}$	分子にその他の固定資産が入る可能性あり。

【事業活動収支計算書及び貸借対照表関係】

	比率名	算出方法	変更点等
1	運用利回り	$\frac{\text{受取利息} \cdot \text{配当金}}{\text{特定資産} + \text{有価証券} + \text{現預金}}$	運用の効率性を表す。

【活動区分資金収支計算書関係】

	比率名	算出方法	変更点等
1	教育活動資金収支比率	$\frac{\text{教育活動資金支出計}}{\text{教育活動資金収入計}}$	本来の教育活動における資金収入に対する、資金支出の割合。資金収支のキャッシュベースでの比率を測る。
2	教育活動資金収支差額率	$\frac{\text{教育活動資金収支差額}}{\text{教育活動資金収入計}}$	本来の教育活動において、どれだけ収支がよいかを測る。どれだけ収入を伸ばすか、支出を抑制するかをキャッシュベースで測る。
3	フリーキャッシュフロー比率	$\frac{\text{教育活動資金収支差額} + \text{施設整備等活動資金収支差額}}{\text{教育活動資金収入計}}$	本来の教育活動において、生み出されたキャッシュで、学校が別途必要な資金に充当できるキャッシュの比率を測る。

参考資料一覧

*マークについては、各機関・団体の web サイトで閲覧が可能です。

【文部科学省】

1. 学校法人会計基準の一部改正について（通知）（25文科高第90号：平成25年4月22日）*
2. 学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）（25高私参第8号：平成25年9月2日）*
3. 「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について（通知）（25高私参第9号：平成25年9月2日）*
4. 学校法人会計基準の一部改正に伴う私立学校法第47条の規定に基づく財務情報の公開に係る書類の様式参考例等の変更について（通知）（25文科高第616号：平成25年11月27日）*
5. 「学校法人会計基準の改正に関する説明会」への質問回答集（平成26年2月）*

【日本私立学校振興・共済事業団】

1. 『学校法人会計基準改正に対応した新たな財務比率等について』（私学経営情報センター）*
2. 『今日の私学財政』（各年度版）

【日本公認会計士協会】

1. 「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」に関する実務指針（学校法人委員会実務指針第45号：平成26年1月14日）*

【連盟】

1. 『新たな学校法人会計基準の確立に向けて [I] [II] 学校法人会計基準への提言』（学校会計委員会：平成14年3月19日）*

新学校法人会計基準検討プロジェクト

担当理事

福宮 賢一 明治大学 大学長

委員長

山本 尚明 慶應義塾 経理部部长

委員

川邊 誠司	上智学院	財務局経理グループ長
太田 富美子	宮城学院	財務施設部長
出口 昌良	立命館	人事部次長
神谷 優子	芝浦工業大学	豊洲学事部次長
鏡 味 徹也	中京大学	財務部長

* 本ガイドラインは、連盟 web サイト(<http://www.shidairen.or.jp>)よりダウンロードが可能です。



一般社団法人日本私立大学連盟
東京都千代田区九段北 4-2-25
私学会館別館 7 階
TEL: 03-3262-2420